

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域の一部においては、外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線(道路境界線及び隣地境界線)までの距離は、1.0m以上としています。
計画地が該当するかは、HP「地図情報まちだ」にある「都市計画図」にてご確認ください。

令135条の22に規定する内容のいずれかに該当するものは、制限の緩和を受ける場合があります。

- 一 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること
- 二 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であること

なお、地区計画、地区街づくりプラン、建築協定、建築協約については、後退距離や後退方法が異なる場合がありますので、それぞれご確認ください。

また、風致地区での建築許可、法53条の2における最低敷地面積を下回る分割許可の際についても、異なる外壁後退の制限がありますので、こちらについてはそれぞれの許可基準をご確認ください。